

教育・学習の質向上に向けた
新たな評価ワーキンググループ（第3回）

説明資料

令和7年6月10日（火）

認証評価の厳格化

- 複数回にわたる細目省令の改正等を経て、**法科大学院の取り扱いを明確に区分**し、詳細で多岐にわたる**厳格な認証評価**を実施。

【参考】これまでの細目省令改正の主な経緯

- 平成22年：評価項目追加
(司法試験の合格状況 等)
評価方法の追加
(重点評価項目と総合的評価)
- 平成25年：評価項目追加
(教育活動成果や実施状況 等)
不適合の場合の対応新設
評価後状況変化への対応新設
- 令和元年：評価項目追加
(連携法・設置基準改正に伴うもの)

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム

- 基礎額（司法試験合格率や入学者数等の指標に基づき配分率を算定）と加算額（各法科大学院の5年間の機能強化構想とKPI進捗状況を評価し算定）を合わせたもので、配分額算出。**メリハリある予算配分を実施。**

基礎額算定率(0~90%)

【指標】

- 司法試験合格率(5年間の累積合格率、修了後1年目までの合格率等)
- 入学者選抜における競争倍率
- 入学者数
- 夜間開講
- 地域配置
- 共通到達度確認試験の活用

【類型】

- 指標の点数に基づき類型化
- 第1類型：90%
 - 第2類型：60%~80%
 - 第3類型：0%

加算額

5年間の機能強化
構想・取組をパッケージ
として評価

基礎額

指標の数値により評価

加算率(0~50%)

【評価対象となる取組】

- 未修者教育の充実
- 社会人学生に対する支援
- 女性法曹輩出の取組
- 法曹コースをはじめとした学部との連携複数の法科大学院との連携
- 地域の自治体や法曹界、産業界との連携
- 教育の充実（ICTの活用、在学中受験に向けた教育課程の工夫、司法修習との連携 等）
- 大学独自の取組（グローバル化、博士課程への接続 等）

法科大学院教育の充実と時間的・経済的負担の軽減（令和元年度法改正）

- 法科大学院における**教育の充実**
- 「**3 + 2**」（**法曹コース3年 + 法科大学院2年**）のプロセスを幹とする制度改正
- 法科大学院の**定員を管理**（現状定員規模を上回らないよう新設・定員増を抑制）
- 司法試験受験資格の見直し等（**法科大学院在学中受験資格**の導入）

<基本的な方向性>

認証評価については、これまで一定の成果を上げてきた一方で、法科大学院の教育研究活動全般にわたって設けられた基準に基づき詳細な評価が実施されてきたことから、**大学関係者・評価機関双方にとって少なくない負担が生じていた**。厳格に適格判定を行うに当たり、こうした方法が直ちに不適切であったという訳ではないが、質的改善の観点からは重要度の低い内容が含まれているといった指摘も聞かれるところである。こうした観点から、**評価方法をより合理化させるとともに、評価結果や客観的な指標に基づきより実質的かつ重点的に評価を行うことが必要**である。加えて、関係法令の趣旨を踏まえつつ、**各法科大学院の特色ある教育研究がより進展する評価を行うことが求められる**。

<具体的な方向性>

● 形式的な評価の効率化

(例：定量的事項や協議会設置等の有無で確認できる事項に関する様式上の工夫、公表情報の確認を通じた提出資料の精選、機関別評価との重複排除や結果の活用)

● 教育内容・方法等に関する実質的かつ重点的な評価

(例：①入学者選抜における適性及び能力の評価等及び判定
②論述の能力を含む法曹に必要な学識等の涵養に向けた授業の方法
③学修の成果に係る評価や修了の認定、認定法曹養成連携協定において連携
④法科大学院が行うこととされている事項の実施状況)

● 過去の評価結果や客観的な指標に基づく評価対象校の重点化

(例：①質が担保されている場合（質問・調査項目精選、提出・補完資料峻別、確認資料やデータ範囲の限定、特色ある教育研究を一層進展させる方向での評価）
②課題がある場合（重点的な評価項目を中心に丁寧に評価、自己分析を促し、評価後もフォローアップを行うなど、内部質保証を支援）)

● その他留意事項

- ・評価機関において、評価基準の不断の見直し及び簡便化、提出を求める評価資料の精選を期待
- ・評価結果について、適合状況や課題のみならず、学生が在学中に学び身につけた資質・能力を明確化し、社会全体へ積極的に発信していくべき

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）

令和7年2月21日中央教育審議会より抜粋

（認証評価制度の見直し）

- 認証評価における各高等教育機関の負担軽減を踏まえつつ、教育・学修や研究の質を一層高めるため、例えば学部・研究科等に応じた定性的評価を導入するとともに、教育研究情報に基づく定量的評価を行い、これらに基づき在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示した上で公表するなど、新たな評価制度へ移行するための制度改善を行う。
- 上記の新たな評価制度における評価の結果公表について、評価を受ける高等教育機関の長所や特色、指摘事項を簡潔にまとめた要約資料を作成するなど、国民に対して分かりやすい仕組みを構築する。
- 各高等教育機関における事務手続の軽減を図る観点や、新たな評価制度の充実の観点から、評価におけるデータ活用のためのデータベースの整備について検討する。

➤ 「知の総和」答申で示された考え方について、法科大学院等特別委員会で示された「認証評価の充実の方向性」の考え方と重なる部分があると受け止めており、法科大学院におけるこれまでの取組等を参考としていただき、今回議論する「新たな評価」が、より効率的・効果的で、大学側が意欲的に取り組むことのできる制度設計となることを、強く期待する。

➤ 法科大学院における分野別認証評価では、司法制度改革の理念を踏まえ、法曹関係者や大学関係者等のほか外部有識者に参加いただき、客観的・公平性・透明性を確保することが極めて重要と認識。

この理念は、「新たな評価」を制度設計するに当たっても、引き続き重要な理念であると考えており、この理念を踏まえた形での検討を進めていただきたい。

論点①：評価区分の考え方

- ◆ 法科大学院制度は、司法制度改革審議会意見書の提言を踏まえ、法科大学院を中核とした法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度の中核的教育機関として整備されたことを踏まえ、**法科大学院の枠組みの中で評価を実施すべき**ではないか

論点②：柔軟な受審期間の設定

- ◆ 分野別評価と機関別評価のサイクルが異なることに伴う大学の受審負担を軽減すること等について検討していくことは、既に提言されているものと承知（令和4年3月18日質保証システム部会審議まとめより）
- ◆ 新たな評価全体の受審期間についての整理が前提となるが、現状でも不適合の大学の受審期間を短縮化する提言がなされている点を踏まえれば、例えば、「新たな評価」において、**課題があると評価された場合には受審期間を短縮化し、優れていると評価された場合には受審期間を延長する等、柔軟な受審期間を設定する**ことを検討していくべきではないか

論点③：評価の合理化・効率化

- ◆ 現状制度でも、過去の評価結果を踏まえ、評価項目・評価手法の簡素化や重点的な評価等のメリハリある評価とすべき点について指摘されており、「新たな評価」においても、この方向性を一層明確化・具体化していくべきではないか
- ◆ 特に、法令適合性の確認などの客観的に判断できる評価基準や評価項目を中心として、データベースを十分に活用するなどにより大幅に合理化を図り、**各法科大学院の事務負担の大幅な軽減**が図られるよう、検討を深めるべきではないか

論点④：評価体制（事務体制・評価者確保・複数の評価機関の存在）

- ◆ 現在の分野別認証評価と同様、**各分野の専門家（実務家教員を含む）や利用者の観点を有する者を評価者として参入させる**必要があるのではないか
- ◆ 「新たな評価」を担う事務体制をどのように整備し、評価者（主として大学の教員）を確保するのか、評価のためのリソースを十分に確保できるのかについて、丁寧で慎重な検討が必要ではないか
- ◆ **分野別の認証評価機関が複数存立**する中で、評価結果として数段階の評価が行われる場合について、ばらつきなく公平に評価できるのかについて、十分に検討すべきではないか

論点⑤：評価基準・評価項目

- ◆ 評価基準について、**高等教育の基盤となる部分と、分野固有で構成される部分**が必要ではないか
（例）新たな評価基準＋法科大学院固有の評価基準
※公的支援見直し・加算プログラムで設定する大学独自の評価基準の取扱いについては、要検討

論点⑥：評価結果の活用

- ◆ 評価結果については、これまでの認証評価結果の活用の方向性を踏まえ、**優れた成果を上げた大学への優遇や権限の付与を図るとともに、一方で課題のある大学に対しては厳しく指導する等**、意欲的に「新たな評価」に取り組む仕組みを構築することとしてはどうか。
- ◆ 特に、公的支援見直し・加算プログラムでの評価の取扱いとの関係については、慎重な検討が必要。

➡ いずれの論点についても、WGでの方向性や議論を踏まえつつ、中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、更なる審議を行うことも考えられるのではないか。

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会 第12期の審議のまとめ ～法科大学院制度の20年の歩みと法科大学院教育の更なる発展・充実～（概要）

別添資料

I. 法科大学院制度の20年の歩み

■ H13 司法制度改革審議会意見書

- ・新司法試験合格者数の年間3,000人達成を目指す。
- ・司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法科大学院を中核とした、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備すべき。
- ・法科大学院の設置認可は広く参入を認める仕組みとする。
- ・適切な機構を設けて法科大学院に対する第三者評価（適格認定）を実施。

※ 当時、行政全体が事前規制から事後チェック規制へ移行

■ H14 中央教育審議会「法科大学院の設置基準等について(答申)」

■ H16 法科大学院開設

法科大学院の参入を広く認めた結果、入学者数はピーク時で約5,800人(H18)に。
一方、司法試験合格者数は、H20に2,000人に達した後、ほぼそのまま推移。
⇒ **司法試験合格率の低迷、法科大学院志願者数の減少。**

■ H21～ 中教審にて法科大学院教育の質の向上、更なる充実等について審議。

⇒各法科大学院においても入学定員や組織見直しに努める。

■ H24年度予算より、「公的支援の見直し」を導入。

(自主的・自律的な組織見直しを促すため、司法試験合格率や入学者選抜における競争倍率等の指標に基づき公的支援を減額する仕組み)

■ H25 法曹養成制度関係閣僚会議決定「法曹養成制度改革の推進について」

- ・合格者数3,000人程度との数値目標は現実性を欠く。当面、数値目標は立てない。

■ H27年度予算より、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の推進。

(先導的な取組の提案も評価に加え、よりメリハリある予算配分を行う仕組みに改善。)

■ H27 法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」

- ・法曹人口が1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を行う。
- ・H30年度までを**法科大学院集中改革期間**と位置づけ、①**法科大学院の組織見直し**、②**教育の質の向上**、③**学生の経済的・時間的負担軽減**を推進。
- ・累積合格率が概ね7割以上となるよう充実した教育が行われることを目指す。

■ R元 法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の一部改正

- ① 法科大学院における**教育の充実**
- ② 「3 + 2」(法曹コース3年 + 法科大学院2年)を幹とする制度改正
- ③ 法科大学院の**定員を管理**
- ④ 司法試験受験資格の見直し等 (法科大学院在学中受験資格の導入)

■ R2 「3 + 2」法曹コース開始

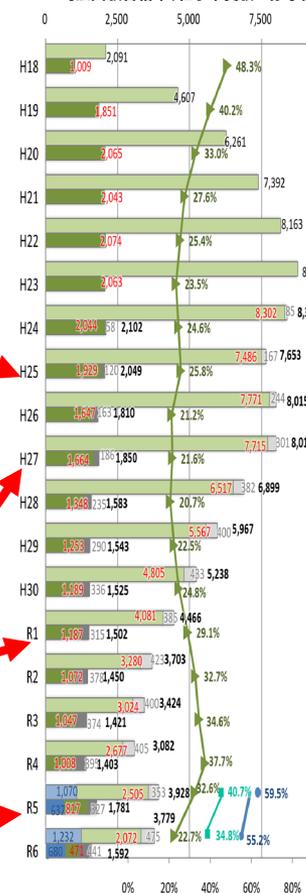
■ R5 在学中受験開始

II. 現状と法曹に対する評価、法科大学院教育への期待等

1 法科大学院の現状と課題

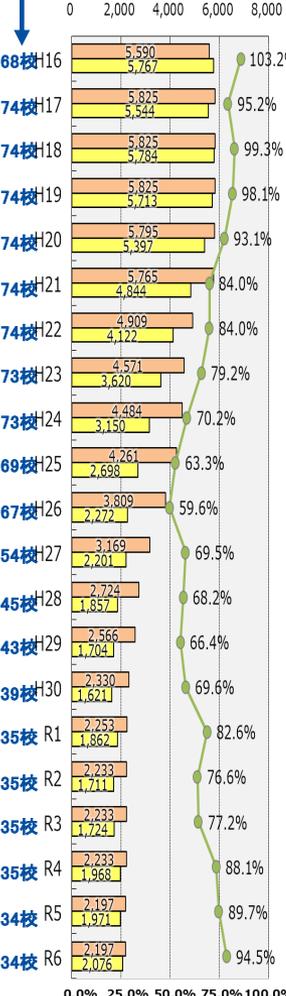
司法試験結果(単年)

- 司法試験受験者数(在学中受験)
- 合格者数(在学中受験)
- 司法試験合格率(在学中受験)
- 司法試験受験者数(法科大学院修了)
- 合格者数(法科大学院修了)
- ★ 司法試験合格率(法科大学院修了)
- 司法試験受験者数(予備試験)
- 合格者数(予備試験)
- 司法試験合格率(在学中受験 + 修了)



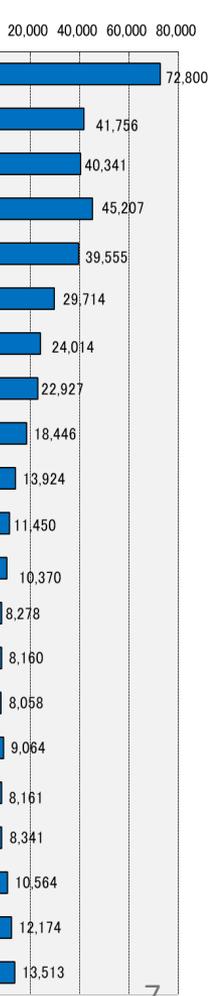
LS入学定員・入学者数等

- 入学定員
- 入学者
- 入学定員充足率 (人)



LS志願者数

- 志願者数 (人)



2 法曹人口・活動領域の拡大、法曹に対する評価等

- 法科大学院制度の導入以降、企業内弁護士、公的機関、児童福祉や高齢者福祉等、**法曹有資格者の活動領域は着実に広がっており**、これまで司法アクセスに困難のあった分野においても、**多彩で厚みのある活動が展開**されつつある。
- 法科大学院教育を受けた世代の弁護士による**人的基盤の拡大は、司法基盤の整備に重要な役割**を担っている。
- 企業内弁護士については、法務部門の役割や期待が拡大しており、法曹有資格者のみでなく、**法科大学院修了資格による資質・能力としての活躍も期待**されている。
- 法曹の質調査では、「民事訴訟」「法律相談」「企業」「児童福祉」「高齢者福祉等」「行政」のいずれの分野においても、**法曹の活動等に対する利用者等の評価はおおむね高く**、また、**若手法曹の一般の資質・能力や活動の質についても、他の法曹と比較して劣っているという評価はされていない**。

3 法科大学院教育への期待

- どのような時代においても、幅広い教養と専門的な法律知識、論理的思考力、事案分析能力、豊かな人間性・感受性など、法曹としての**基本的な資質・能力は変わらないため、今後も育成**していくことが必要である。
- 変化が激しい時代となり、それに伴い生じる課題も多岐にわたる中で、各法科大学院においては、企業法務、国際分野、先端分野、行政実務等に特化したプログラムを提供する法科大学院等、**それぞれの特色・魅力を打ち出した、より発展的・先端的な教育を実施していくことが期待**されている。
- 多様な法曹を輩出していくためには、**未修者を法科大学院の入学者のうち一定数確保**するということが依然として重要である。
- 専門的な法知識を確実に修得しつつ、高度専門職業人として時代の要請に
応えていく多様な人材が輩出されるよう、法科大学院教育の更なる改善・充実に
向けて不断に取り組を進め、**プロセスとしての法曹養成制度の中核的な機関として、
社会の期待に応える制度として確立**することが重要である。

Ⅲ. 今後の課題等と求められる取組の方向性

法科大学院が開設されてから20年間、制度的な事項を中心に審議を重ね様々な改革が行われてきたが、今期は、法科大学院教育への期待や、これまでの諸課題を踏まえ、各法科大学院においてこれまで培ってきた特色・魅力、令和元年制度改正による制度の運用状況、未修者教育の充実、法科大学院教育を担う教員の確保、法科大学院教育と司法修習との連携について、実態調査やヒアリングを通じて、課題や改善の策などを整理。

1 法科大学院教育における特色・魅力ある取組の推進

拡大する活動領域への対応や、社会情勢が複雑化困難化する中で派生する多様な法的ニーズに対応していくためにも、20年間で培ってきた自大学の教育の強みと成果を発揮し、法科大学院ならではの特色・魅力ある教育をより一層展開・伸長していくことが期待されているため、一部の大学にヒアリングを実施。

企業内法務

実務の基本や実情を学ぶとともに、将来の進路選択に資するよう、**企業内法務の第一線で活躍する方々を招へいし、オムニバス講義等を実施**。

※インハウスロイヤー、スタートアップやテクノロジー等の最先端課題、公務分野、国際商事仲裁等の国内・海外訴訟等。

国際分野

- ・グローバル化の進展等により、国際的な分野において活躍できる人材の輩出を期待。
- ・外国法に関する科目の配置、英語による授業、サマースクールの実施、海外派遣プログラムの実施等、**関心を喚起し、資質・能力が身に付くよう、教育課程全体を工夫**。

先端分野

- ・AIやデジタル等の先端分野かつ過去に生じたことのない法的リスクや問題に的確に対応していける人材の輩出を期待。
- ・**先端的な法政策課題について、文理融合、学際的かつ国際的に取り組む研究センターの活動に参画**。

女性法曹

- ・女性法曹輩出が求められる中、法科大学院入学者数に占める女性割合は**増加傾向**。
- ・教職員全体で意識を共有の上、**シンポジウムの実施、ロールモデルやメンターの提供、学修支援（AAとの連携、産休育休中のリモート支援）等を実施**。

リカレント

- ・変化が激しい時代において、課題も多岐にわたる中、法曹となって以降も、知識等のアップデート等が求められている。
- ・専門的な分野や外国法等について、**体系的な知識等の修得が行えるよう、法科大学院の教育資源を活用し、社会へ貢献**。

2 5年一貫教育のより円滑な実施

法曹コース (R2～)

- R6において、**42の法曹コース**が設置され、法科大学院と計**74の連携協定**が締結されている。
- 法科大学院入学人数の約4分の1が法曹コース修了者。R6に法曹コース修了後、**早期卒業等の制度を活用し法科大学院へ入学した者の数は、231人**。
- 連携先の法科大学院と共同で科目開設、実務家の招へい、少人数教育等、**教育課程の創意工夫**が図られている。
- 自大学かつ、同一都道府県内に法科大学院がない法曹コース修了者の法科大学院進学率は、全体よりも高く、**地方の大学における法曹養成に大きな役割を果たすことが期待できる**。
- 法曹を目指し段階的・体系的な学修を行う課程として名実ともに確かなものとなるよう、引き続き実態を把握・分析する。

特別選抜 (R4～)

- 「5年一貫型選抜」を経て入学した者は、R4:167人、R5:228人、R6:254人。
- 「開放型選抜」を経て入学した者は、R4:36人、R5:98人、R6:51人。
- 連携協定が基礎となっている「5年一貫型選抜」と、連携協定の有無を問わず全ての法曹コース修了者を対象として実施される「開放型選抜」について、それぞれの困難さも含め、引き続き実態を把握・分析する。

在学中受験 (R5～)

- 在学中受験の実施状況は、
○R5の在学中受験者数:1,066人、合格率:59.8%
(うち、法曹コース修了者(早期卒業等)の受験者:162人、合格率:66.0%)
○R6の在学中受験者数:1,232人、合格率:55.2%
(うち、法曹コース修了者(早期卒業等)の受験者:131人、合格率:71.8%)
- 在学中受験導入に合わせ、**教育課程の創意工夫**が図られている。
- 在学中受験導入により、3年次後期に、**司法試験以外の科目**(実務系科目、展開・先端科目、リサーチペーパー等)を積極的に受講する学生が増加する等の影響がある一方、**学生の負担の軽減が必要**との声もある。
- 在学中受験導入後も、**プロセスとしての法曹養成制度の中核として、理論と実務能力を培う場としての役割を期待されていることは変わらない**。引き続き、在学中受験導入による影響等を把握・分析する。

3 多様な法曹志願者の確保、未修者教育の充実

- 各法科大学院においては、**これまでも未修者教育の充実を図るべく取り組んできているとともに**(個別指導、ICTの活用、FD強化等)、未修者における**司法試験合格率(修了後1年目)**は**上昇傾向**にある。しかしながら、既修者と未修者の数・割合は、**平成23年を境に既修者が増加の一途**を辿っている。
- 文理問わず、各学部における学修で得た専門性や資質・能力を、**法曹として活かすというキャリアの選択肢があることや、社会人経験のある者においても自身のバックグラウンドが法曹として活躍するにあたって重要であること**等について、**広報含め効果的な情報発信の在り方等を継続的に議論し実行していくことが必要**である。
- 未修者教育の充実を図ってきたことが、**具体的にどのような成果をもたらしているのかが明らかになることが期待される**。

4 法科大学院教育を担う教員の確保

- 法科大学院教育の継続性・発展性の観点から、法科大学院教育を担う教員の確保は重要である。**法科大学院においても、学生の多様な進路のうち法科大学院等の教員という選択肢に応える機会として、研究者への関心を喚起するような取組**(研究者ガイダンスの実施、「リサーチペーパー」「テーマ研究」等の科目開設等)が行われており、そのような取組が広がることは有益である。
- 教員となるまでのキャリアパスを描いたり、自身の問題意識に応じた進学先指導教員を選択したりするに至るまでの情報が十分に得られる状況にない等の課題があることから、そのような**情報を自発的・積極的に公表していくことも重要**である。法学に関する研究科との目的・役割の違いを踏まえた上で連携し、それぞれが取り組んでいくことが期待される。

5 法科大学院教育と司法修習との連携強化

- プロセスとしての法曹養成を充実する観点から、その中核を担う法科大学院と司法研修所の連携は重要である。法科大学院においては、**司法修習における取組を踏まえ、より多くの教員が、プロセスとしての法曹養成を充実させる観点から教育内容の充実を図るべく取り組んでいくことが重要**である。司法研修所においても、意見交換の場に加え、教材の提供や、法科大学院修了生の評価のフィードバック等、**様々な形で法科大学院との連携を積極的に図っていくことが期待される**。

- 法科大学院は、我が国の司法制度改革の柱の一つである法曹養成制度改革において、従来の「点による選抜」ではなく「プロセスとしての養成」を理念とする新たな法曹養成制度の中核となるべき教育機関として創設され、司法試験・司法修習との有機的な連携の下に、21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹を養成することを目指して創設され、その理念は現在でも変わりはない。
- 理念の実現に向け、不断の改革・改善に取り組んでいくべく、今後も、これまでの改革や議論の成果と課題、法科大学院教育を取り巻く現状と課題等について審議を重ねていくことが必要である。
- 特に、令和5年度には、法曹コースを修了し法科大学院へ進学した学生が、初めて在学中受験を行った。令和元年制度改正の、いわば完成年度を迎え、ここからが真のスタートとなるとも言える。特別選抜や在学中受験の状況も含めこの制度による法曹養成の成果と課題の把握及び検証が引き続き求められる。
- 加えて、法曹志願者の多様性の確保という観点からは、未修者教育の充実についても引き続き、各法科大学院における個別の取組等を把握するなど、実態を継続的に状況の把握・分析を行っていくことが必要である。また、未修者教育の充実を図ってきたことが、どのような成果をもたらしているのかが明らかにされることが期待される。
- さらに、今後も継続的に法科大学院教育の質の確保を図っていくことが前提であるが、その上で、これまでの20年間のように質の確保に特化した議論や取組のみを行うのではなく、法科大学院の意義の発信や、これまで培ってきた特色・魅力の伸長を図っていくよう発信していくことが望ましい。
- その他、地方の司法を支える人材の養成、教員の確保に係る取組等、今般の議論にあった諸課題についても、検討を行っていく。
- 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムについては、令和6年度より新たに5年間の取組が開始されたところであるが、法科大学院等を取り巻く状況の変化を注視しつつ、各法科大学院の意見も踏まえながら、実施のあり方を含め随時に見直しを行っていくことが求められる。
- 中央教育審議会の答申案においては、認証評価制度について、評価の在り方や内容、活用方法等を含め、質確保と負担軽減のバランスを踏まえた制度の抜本的見直しが必要であり、新たな評価制度へ移行することを提言しており、当委員会においても、今後の動向を十分に注視する必要がある。
- 文部科学省、各法科大学院及び法曹コースを設置する各大学においては、本議論のまとめを踏まえつつ、法務省や最高裁判所、日本弁護士連合会、法科大学院協会等の関係機関と連携しながら、法科大学院教育の充実に向けて、積極的に取り組まれることを強く期待する。